諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和6年12月19日(令和6年(行情)諮問第1421号)

答申日:令和7年10月27日(令和7年度(行情)答申第494号)

事件名:特定の開示請求等で求められた文書の開示決定に関する件(文書の特

定)

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書(以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月25日付け防官文第18519号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。) が行った開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむ ね以下のとおりである。

- (1) 他にも文書が存在するものと思われる。
  - ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、 『当該行政機関が保有しているもの』」(別件の損害賠償請求事件に おける国の主張)【別紙1】(略)である。
  - イ 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成18年3月総務省行政管理局情報公開推進室)【別紙2】(略)は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」(表紙から22枚目)と定めている。
  - ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を

開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において 開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

- エ そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の 電磁的記録が存在すれば、それについても特定・明示を求めるもので ある。
- (2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合に も、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術 的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4)「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象 文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反す るので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開 示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5)対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

# 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成29年12月25日付け防官文第18519号により、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個 人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年9か月を要しているが、そ の間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

- 2 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2)審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象 文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4 639号)についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等 についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、 いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されてい る状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求 に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3)審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての 内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開 示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報は なく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4)審査請求人は「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (5)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。
- 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和6年12月19日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 令和7年10月6日 審議

④ 同月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
  - ア 本件開示請求文言にいう「2017.9.15-本本B804」 (以下「別件開示請求1」という。)、「2017.9.15-本 本B805」(以下「別件開示請求2」という。)及び「2017. 9.15-本本B806」(以下「別件開示請求3」といい、別件 開示請求1及び別件開示請求2と併せて「別件開示請求」という。) とは、審査請求人が行った別件開示請求に係る開示請求受付番号で ある。
  - イ そのため、本件開示請求は、別件開示請求に係る開示決定において 特定した文書の開示を求めるものと解し、別件開示請求1において特 定した文書1、別件開示請求2において特定した文書2及び別件開示 請求3において特定した文書3を本件対象文書として特定した。
  - ウ 本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有して いない。
  - エ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本 件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなか った。
- (2) これを検討するに、上記(1) ア及びイの本件対象文書の特定方法に 問題はない上、上記(1) エの探索状況を踏まえると、本件対象文書の 外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明 に不自然、不合理な点は認められない。

なお、当審査会において、諮問庁から提示を受けた別件開示請求に係る開示決定通知書を確認したところ、その内容は上記(1)イの説明のとおり、別件開示請求において特定した文書と本件対象文書が同一であることが認められる。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するもの ではない。

#### 4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年9か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要する

ものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する審査請求事件における 処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

## 5 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

#### 別紙

## 1 本件請求文書

「2017.9.15-本本B804及び2017.9.15-本本B8 05並びに2017.9.15-本本B806各開示請求の対象文書。\*個 別の審査請求に対して同一の決定で処分が下されておりますので、相互に密 接な文書であると理解してまとめて開示請求致します。\* \*前回請求では 情報公開・個人情報保護審査会の調査審議を経ずに棄却されましたので再請 求する次第です。

#### 2 本件対象文書

- 文書1 自衛官等及び学生等の募集のために必要な募集対象者情報の提供 を市町村の長に求める場合における適切な事務の徹底について(通 達) (防人育第5876号。27.3.31)
- 文書2 自衛官等及び学生等の募集のために必要な募集対象者情報の提供 を市町村の長に求める場合における適切な事務の実施に関する細 部要領について(通知) (防人育第5880号。27.3.31)
- 文書3 自衛官募集に係る市町村からの適齢者情報の提供について